平成２３年（フ）第７１５号
千葉県流山市三輪野山２丁目1156番地　テラス・リュ・ミェール２
債務者　井上　　力
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７１６号
千葉県流山市三輪野山２丁目1156番地　テラス・リュ・ミェール２
債務者　井上　昌代
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７２５号
千葉県鎌ケ谷市西道野辺３番21―305号
債務者　吉野　敏弘
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７４３号
千葉県松戸市三ケ月1256番地の１　新松戸ガーデニア102号
債務者　小林　雅子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２７１号
神奈川県横須賀市平作７丁目８番１号
債務者　西村　康雄
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２８２号
神奈川県横須賀市武１丁目32番18号
債務者　宮野　雅彦
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２８４号
神奈川県三浦郡葉山町堀内1421番地の12
債務者　小棚木華絵
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１２４号
青森県北津軽郡鶴田町大字木筒字上柳川43番地１　鶴寿団地31号
債務者　高橋　ふで
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
青森県弘前市大字桔梗野１丁目11番地７　シャトレー108号
債務者　岩渕　鏡二
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１９５号
青森県南津軽郡大鰐町大字宿川原字山下42番地２
債務者　山下　孝行
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１０１０号
神戸市灘区原田通２丁目４番13号
債務者　長原　明美
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８号
兵庫県丹波市氷上町横田445番地１　ファミールメゾン203号
債務者　富士　伸一
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第７３１号
北九州市小倉北区下富野４丁目６番34号
債務者　井上　妙子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７７７号
北九州市八幡東区中央１丁目10番３―202号
債務者　岩田　征男
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７９８号
北九州市小倉北区親和町５―18大山永徳方
債務者　木島　裕司
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８２７号
北九州市小倉南区湯川新町４丁目11―33アロー安部山201号
債務者　生田　孝治
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８３２号
北九州市小倉北区今町１丁目２番３―402号
債務者　亀山　勝義
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部